

# 令和3年度事業計画書

## 【基本方針】

### 1 本県農業を取り巻く環境

本県の農業・農村においては、人口減少や高齢化による担い手の減少や中山間地域等の農村における耕作放棄地の増加などによる集落機能の低下が課題になっている。

また、度重なる記録的な大雨、大雪等の頻発・激甚化する自然災害の発生、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による農業生産や消費に与える影響等への継続的な対応が必要になっている。一方では、環境に配慮した生産活動の推進や健康な食生活や持続的な生産・消費への関心が高まり、これまで以上に持続的な農林水産業の発展を図ることが求められている。

そのため、山形県で現在策定中の「第4次農林水産業元気創造戦略」において、高度人材の育成・多様な担い手の確保、災害に強く活気ある生産基盤の形成やブランド化などの県産農産物の魅力向上等の施策を強力に推進することにより、基盤産業たる農林水産業の振興という本県農政の一貫したメッセージを継続的に発信していくことにしている。

### 2 事業展開の基本方向

令和3年度の事業展開に当たっては、「第4次農林水産業元気創造戦略」の達成に資するため、本県農業・農村をとりまく諸課題への対応を的確に捉え、公益法人として、透明性と公正性に留意した事業の執行に努める。

農業者視点に沿った事業展開を基本に据え、①山形県をはじめ県内各市町村、農業委員会、JA、土地改良区等の関係機関・団体との連携・協働を強化し、②農業・農村の地域資源を活かし、農業者の活力が最大限に発揮されるよう各事業に取り組む。また、③相談機能やフォローアップ機能の強化のため、土業等の専門家や農業技術者OB等の多様な有識者の協力を積極的に受けながら事業を実施する。

### 3 重点分野の取組方向

#### (1) 農地集積・集約化による農業経営の促進

業務の委託先をはじめ、市町村、農業委員会、JA、土地改良区等と一体的に、農地集積から農地集約を最優先にした事業展開を図る。その際、「人・農地プラン」の実質化などによる地域における取組みを基本とした事業推進を行う。

水田においては、①担い手農業者間の自主的・主体的な農地集約の取組みが促

進されるよう、市町村、農業委員会やＪＡ等との連携を強化するとともに、②担い手農業者が不足し、耕作放棄地の増加が懸念される中山間地域においては、人・農地プランに基づいた支援を基本に、現実的な事業展開を行う。③樹園地や畑地については、農業経営の安定・発展に資することを目的に、特に、新規就農者の優良農地確保に留意した事業を実施する。

本年度は、④全県下において集積計画一括化方式を本格的に実施し、⑤農地利用集積円滑化事業からの切り替えにおいては、農地の集約化に資するよう事務処理を実施するとともに、⑥賃借料の管理については、担い手農業者全体の調和に留意し、適切かつ的確な事務処理に努める。

## **（２）担い手の育成・確保**

新規就農希望者に対しては、昨年度に実施した調査結果に基づき、市町村、農業団体や県機関との連携を強化し、相談・研修から就農・定着まで一貫した支援を行う。

また、農業・農村の深刻な担い手の減少に対応するため、関係機関団体等と連携し、移住・定住施策と連携した事業を行うとともに、女性農業者への支援を継続する。特に、①産地の維持・発展と多様な担い手を地域において確保するために、地域の農業者やＪＡなどが主体となって実施している新規就農者等対策への支援を強化する。②新たに、地域の担い手確保に取り組む関係機関、団体に対する柔軟な支援を行う。③多様な農林水産業者として活躍が期待されている女性農業者の相談窓口の設置運営やネットワークづくりなどの支援業務を行う。

## **（３）農業・農村における新たな価値づくり**

### **ア 農業経営の総合支援**

農業・農村の担い手育成に対応するため、６次産業化推進と一体的に、農業経営の法人化や経営発展、経営継承等についての農業経営の総合支援に取り組む。

農業を起点とした６次産業化推進については、これまで事業者が培ってきた取組みが飛躍するように、関係機関、団体との連携を強化することにより、県産農林水産物を活用した新商品開発や地域資源を活用した新事業の創出などを促進する。

①農業経営の法人化やトップランナーの経営支援、農地中間管理事業の担い手農業者の経営の安定化、発展のために、農業経営支援対策を実施するとともに、②農業を起点とした６次産業化の取組みを一元的・総合的に支援し、産業イノベーションの一助となるように「山形６次産業化サポートセンター」の適切な運営を図る。③農林漁業者と中小企業者が連携した県産農林水産物の販路拡大に向けた取組みを支援する。

## イ 農産物認証制度の運用

農業生産の基盤となる環境に配慮した安全・安心な農産物の生産に資するため、第三者認証機関として公平・公正な執行に努める。

① J A S 法に基づく有機農産物等の認証業務、②山形県特別栽培農産物認証要綱に基づく認証業務、③やまがた安全・安心取組認証制度実施要綱に基づく認証業務を継続して実施する。また、④山形県版 G A P 第三者認証制度実施要項に基づく認証業務については、これまで認証した団体の維持審査を中心に業務を継続するとともに、令和 4 年度以降の制度検討に協力していく。

## 【事業計画書】

### 1 生産基盤整備支援事業

#### (1) 農用地利用集積事業

当センターは、平成 26 年 4 月 1 日に農地中間管理機構として県の指定を受け、各地域に常駐する地域連携推進員を中心に、農地中間管理事業業務の委託先をはじめ、関係機関・団体と連携を図り、農地転貸事業に取り組んでいる。

また、担い手の健全な農業経営発展と地域農業の振興を図ることを目的に、平成 30 年 7 月 13 日に当センター、山形県農業会議、山形県農業協同組合中央会の三者で「担い手農業者への支援に関する連携協働協定」を締結した。

さらに、令和元年 7 月 12 日に、中心経営体への農地の集積・集約化をより一層図るため、先の三者に加え、県、山形県土地改良事業団連合会の五者で、地域農地の将来像を示す人・農地プランの作成実施主体である市町村への支援体制として「山形県農地集積・集約化推進会議」が発足し、様々な機会をとらえ機構集積事業の活用を働きかけている。

令和 3 年度は、改正農地中間管理事業法が定める新手続きで、前年度モデル的に試行した農用地利用集積計画一括方式により全市町村において権利設定する。試行により判明した改善点を反映し、利用者の利便性を確保するとともに、市町村の事務処理軽減を図り、引き続き関係機関、団体と緊密に連携しながら適切に対応していく。併せて、経営規模拡大による農業経営の安定化を支援するため、農地売買等支援事業に取り組む。

#### ア 農地中間管理事業

事業費 2,167,245 千円

財源内訳（事業収入、県補助金等）

人・農地プランの実質化を支援するとともに、実質化された人・農地プランに基づき関係機関・団体と「担い手への農地集積・集約」、「遊休農地の発生防止と有効活用」、「新規参入者への支援等」の視点で連携を強化し、以下の事項に取り組み農地中間管理事業を推進する。

- ・担い手農業者の自主的・主体的な農地集約の取組みへの支援
- ・果樹園地や畑地等における農地集積・集約の取組みへの支援
- ・中山間地における農地集積・集約の取組みへの支援
- ・農業競争力強化基盤整備事業等の取組みへの支援
- ・農地利用集積円滑化事業から農地中間管理事業への円滑な移行支援
- ・集積計画一括方式の全市町村実施
- ・担い手農業者の経営安定・発展に資する総合的な支援

(ア) 借受農地管理等事業

事業費 2,007,800 千円

財源内訳（事業収入、県補助金等）

機構が借受けた農用地の賃料及び保全管理に要する経費。

(イ) 農地中間管理事業等推進事業

事業費 159,445 千円

財源内訳（県補助金等）

農地の集積・集約化を促進するための上記各項目の取組み及び各業務委託先への委託等に要する経費。

(ウ) 重点実施区域の指定

本センターの事業規程に基づき、農用地等の利用の効率化及び高度化を促進する効果の高い区域を重点実施区域として別に定め、本事業の活用を図るもの。

**イ 農地売買等支援事業**

事業費 394,114 千円

財源内訳（全国農地保有合理化協会無利子資金の借入、県補助金等）

農地取得による経営規模の拡大及び経営安定化を目的に、農地中間管理機構の特例事業として農地の買入・売渡を実施するもの。

(ア) 農地売買事業

事業費 388,600 千円

財源内訳（全国農地保有合理化協会無利子資金の借入、  
売買等手数料等）

経営規模の縮小を望む農家等から農地を買入、認定農業者等の担い手に売渡すもの。

事業量 農地買入 70 件（60.0ha）、農地売渡 70 件（60.0ha）

(イ) 農地賃貸借事業（継続分のみ）

事業費 973 千円

財源内訳（事業収入）

制度改正（農地中間管理事業への移行）前から引続き借入、貸付している農地について、受け手農家から賃料を徴収し、出し手農家に支払うもの。

事業量 前払契約 1 件（0.5ha）、年払契約 7 件（7.0ha）

(ウ) 農地中間管理事業・連携強化活動事業

事業費 4,541 千円

財源内訳（県補助金等）

地域ごとに農地集積地域専門員を配置し、農地中間管理事業の業務委託先等との連携強化のもとに農地の利用集積を促進するもの。

○指 標

①農地中間管理事業による機構の農地賃貸借件数等 (R3.3.8 現在)

項 目	R 2 年度実績(見込み)			R 3 年度計画 (目標)		
	件 数	面積 (ha)	賃料(千円) ※1	件 数	面積 (ha)	賃料(千円) ※1
借入分	3,547	2,262	245,750	4,700	3,000	324,600
うち翌年度始期分	1,008	519	56,778	1,330	690	75,500
年度内貸付分 翌年度始期分含まず	1,082	790	82,613	3,370	2,310	249,100
年度内 未貸付分※2・3	2,465	1,472	162,137	1,330	690	75,500

※1 当該年度の(新規)借入地にかかる賃料。

※2 R2 年度実績の年度内未貸付分には、「うち翌年度始期分」を含む。

※3 R3 年度から集積計画一括方式に統一され、集積・転貸が同時に権利設定されるため、「うち翌年度始期分」と同値となる。

②機構特例事業による農地売買件数等

項 目	R 元年度実績	R 2 年度実績 (見込み)	R3 年度計画
・買入件数	23 件	18 件	70 件
買入面積	19.0ha	15.0ha	60.0ha
・売渡件数	30 件	30 件	70 件
売渡面積	25.4ha	26.0ha	60.0ha

## (2) 特定鉱害復旧事業

事業費 8,000 千円

財源内訳 (特定鉱害復旧事業等基金資産及び運用益)

これまで尾花沢市、新庄市、大石田町、舟形町、大蔵村、鮭川村、大江町、飯豊町の8市町村に亜炭鉱山が確認されており、飯豊町を除く7市町村で農地陥没等の被害がみられた。

当センターは、平成13年10月に特定鉱害復旧事業を行う法人として経済産業大臣の指定を受け、関係市町村が行う無資力認定を受けている鉱区の特定鉱害復旧工事の実施を支援している。引き続き、市町村との連携を密にしながら迅速な被害復旧に努める。

○指 標：実施件数

区 分	R 元年度 実績	R 2 年度 実績	R 3 年度 計画
発 生	なし	大石田町 農地 1 件 尾花沢市 農地 2 件 舟形町 農地 1 件 鮭川村 農地 1 件	農地 2 件
復 旧	尾花沢市 農地 1 件 舟形町 林道 1 件	大石田町(R2) 農地 1 件 尾花沢市(H30) 農地 5 件	農地 2 件(R3) 尾花沢市(R2) 農地 2 件 舟形町(R2) 農地 1 件 鮭川村(R2) 農地 1 件

## 2 人材育成確保支援事業

### (1) 人材育成活動強化事業

県内の新規就農者は年々増加傾向にあるものの、農地などの経営基盤を持たない新規参入者にとって就農へのハードルは高く、このような新規就農希望者に対して、就農に向けた相談や技術習得のための研修など、それぞれの状況に応じてきめの細かい対応をとっていく必要がある。

就農後の営農サポートや地域が主体的に取り組む担い手育成活動への支援についても、引き続き努めていく。

特に、地域における担い手の育成は、地域の活力創造にも資すると考えられることから、新規就農支援事業資産を活用した農業協同組合等の取り組みを支援していく。

新規就農者受入組織や広域で活動する農業者グループのPR動画の作成を支援し、本県農業者の魅力を県内外に発信して、新規就農者の確保に努めていく。

また、女性の経営参画を促進するため、女性農業者のネットワークづくりとネットワーク活動を支援していく。

さらに、深刻な少子高齢社会の加速に伴い農家等が減少しており、農業経営体の法人化や経営発展、円滑な経営継承等の経営課題解決が求められていることから、関係機関、団体等と連携し、専門家派遣や法人化支援に取り組んでいく。

#### ア 新規就農者育成確保推進活動

事業費 39,282 千円

財源内訳 (県補助金、農業団体担い手育成事業資産運用益他)

##### (ア) 新規就農相談活動

新規就農希望者に対して就農に向けた総合的な相談に応じるとともに、東京都内で開催される「新・農業人フェア」や「やまがた暮らし大相談会」等において相談活動を実施する。

##### (イ) 農業短期体験プログラム

県内での就農を希望する方などを対象に農業への理解を深めてもらうため、農業経営者等のもとで農作業や農村生活を体験する事業を実施する。

##### (ウ) 独立就農者育成研修事業

受入農業経営者の下で1～2年間の実践研修を行うとともに、定期的な集合研修を実施し、就農に必要な知識と技術の修得を図る。

### (工) 新規就農定着サポート事業

新たに農業経営を開始した認定新規就農者等を対象に、営農費用の一部助成と技術・経営指導を受けるアドバイザーの設置に係る費用の助成を行う。

#### ・営農費用の一部助成

就農時 50 歳以上の認定新規就農者等に対し、経営の安定を図るため営農費用の一部を助成する。

#### ・定着支援アドバイザーの設置

認定新規就農者等が、栽培技術や経営について日常的に相談することができるアドバイザーを設置する費用を助成する。

### イ 地域で育てる担い手育成支援事業

事業費 22,309 千円

財源内訳 (特定資産取崩収入)

農業協同組合等が行う農業者等と連携した地域における新規就農者の育成に関する取組みを支援する。

### ウ 新規就農者 P R 動画作成支援事業

事業費 2,050 千円

財源内訳 (県補助金)

新規就農者受入組織、若者や女性農業者グループの活動を地域の魅力とともに伝える P R 動画を作成する取組みを支援する。

### エ 女性農業者ネットワーク支援事業

事業費 3,340 千円

財源内訳 (県補助金)

女性農業者の相談窓口を設置するとともに、意見交換会や研修会等の開催により女性農業者のネットワークづくりとネットワーク活動を支援する。

### オ 農業経営者サポート事業

事業費 14,097 千円

財源内訳 (県補助金)

山形県農業経営相談所を運営し、農業経営の法人化等に関する経営相談や専門家派遣等を行うとともに、相談後に法人化する取組みを支援する。

## カ 農業次世代人材投資資金推進事業

事業費 10,470 千円

財源内訳（県委託費）

農業次世代人材投資事業に係る交付金受給者の研修終了後の各種報告のとりまとめやデータの整理などにより、新規就農者の就農定着に向けフォローアップする。

○指標：主要事業の実施目標

事業名		指標	R2年度 実績*	R3年度 目標
新規就農相談 活動	窓口	相談件数	102件	130件
	うち新農業人フェア等	相談件数	6件	20件
農業短期体験プログラム		参加者数	31人	50人
		延べ日数	92日	120日
独立就農者育成研修事業（交付金型）		新規研修開始者数	8人	11人
独立就農者育成研修事業（県支援型）		研修者数	2人	2人
新規就農定着 サポート事業	営農費用助成	対象者数	4人	5人
	アドバイザー設置費用助成	対象者数	9人	12人
地域で育てる担い手育成支援事業		対象JA等団体数	16団体	16団体
新規就農者PR動画作成支援事業		対象市町村等数	－	6団体
女性農業者ネットワーク支援事業		意見交換会回数	4回	5回
農業経営者サポート事業		専門家派遣回数	79回	120回

\*R2年度実績はR3年2月末現在

<参考>

山形県における新規就農者数の動向（県農林水産部）

（単位：人）

調査年度	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2
新規参入者	58	79	97	121	131	175	160	167	150
Uターン就農者	116	130	117	115	112	89	133	142	151
新規学卒就農者	45	42	50	44	57	45	51	39	52
合計	219	251	264	280	300	309	344	348	353

## **(2) 収入減少影響緩和対策受託事業**

事業費 4,383 千円

財源内訳 (国受託料)

平成 19 年度に導入された水田・畑作経営所得安定対策の目的である農業担い手の経営安定に寄与するため、収入減少影響緩和交付金に係る積立金管理者として農林水産省の指定を受け、収入減少影響緩和対策における対策加入者が拠出した積立金の管理、対策加入者の生産面積の確定に伴う積立金の払戻し、補填が行われる際の対策加入者への積立金の払戻しの実施等について、引き続き適正に実施していく。

### **3 価値創造活動支援事業**

#### **(1) 農商工連携事業**

当センターは、平成 26 年度から「食産業王国やまがた」の実現を目指すため、当センターに開設された「山形 6 次産業化サポートセンター」において、専門家（山形 6 次産業化プランナー）の派遣や関係機関とも連携するなど、6 次産業化の取組みをワンストップで支援できる体制を整えている。

農林漁業者が 6 次産業化に取り組むうえで、加工や販売に関する知識や技術の取得、設備等の導入資金等に課題があり、発展段階に応じた支援や他産業との連携等が必要となっている。

今後とも、6 次産業化を支援する産業支援機関等との連携強化を図りながら、センター機能の一層の充実に努めていく。

#### **ア 6 次産業化地域サポート事業**

事業費 29,109 千円

財源内訳（県委託料：国庫分、県補助金：県単）

「山形 6 次産業化サポートセンター」において、6 次産業化に取り組む農林漁業者等の経営改善等について国の資金を活用して支援するとともに県の補助金により農林漁業者等の 6 次産業化の新たな挑戦や経営の高度化・多角化に向けた相談窓口の設置や専門家の派遣による支援を行っていく。

#### **【山形 6 次産業化サポートセンターの運営】**

##### **(ア) コーディネーターの配置**

当センターに配置されたコーディネーターにおいて、6 次産業化に取り組む農林漁業者等の経営改善等につながるよう、専門家の派遣や関係機関との連携により、事業実施への支援及び事業実施後のフォローアップを行う。

##### **(イ) 「山形 6 次産業化プランナー」の派遣**

農林漁業者等の 6 次産業化の取組みに対し、フードチェーン全般の基礎知識や財務状況による経営分析・診断の経験、特定の専門的知識・経験を有する専門家（山形 6 次産業化プランナー）によるサポートを行う。

#### **イ 農商工連携販路支援事業**

事業費 6,121 千円

財源内訳（県補助金、農商工連携事業資産）

県産農林水産物を活用した 6 次産業化、農商工連携に取り組む事業者にとって販路開拓が大きな課題となっている。

新型コロナウイルス感染症の影響や電子商取引（ECサイト）の普及を背景に積極的なインターネット販売に取り組む事業者を支援するため専門家を派遣するとともに支援対象事業者の商品PR、首都圏等での販路開拓支援を行う。

○ 指標：山形6次産業化サポートセンターの実施目標

活動内容	R2年度実績	R3年度目標
相談窓口の設置・運営	通年	通年
国資金活用の支援対象者数	13者	15者
山形6次産業化プランナー		
・プランナー登録数	19名	20名
・プランナーの派遣回数	167回	180回
（事業者数）	（42者）	（45者）

※ R2年度実績はR3年2月末現在

## （2）農産物認証事業

当センターは、県の環境保全型農業の推進、農産物の安全性確保などの方針に沿って、平成13年度からJAS法に基づく登録認証機関として有機農産物の認証業務を開始した。その後、県が制度管理を行う山形県特別栽培農産物認証要綱、やまがた農産物安全・安心取組認証制度実施要綱に基づく第三者認証機関として指定を受け、更に平成30年度からは、山形県版GAP認証制度の業務委託を受けて認証業務を実施している。

### ア 有機農産物等認証事業

事業費 2,461千円

財源内訳（認証手数料）

当センターは、JAS法に基づく登録認証機関として、対象地域を山形県内に限定し、平成13年度から有機農産物の生産行程管理者（平成28年度からは小分け業者）、令和2年度からは有機加工食品の認証業務を実施している。

令和2年度には有機加工食品の認証実績はなかったが、認証業務を円滑に進めるとともに審査機能の強化を図るため、認証要員の確保とスキルアップに向けた研修等を実施する。

今後とも、県農業技術環境課や普及組織等との連携を図りながら、さまざまな場面で新規申請者の掘り起こしを図るなど、有機農業の推進に寄与する。

## イ 特別栽培農産物認証事業

事業費 22,000 千円

財源内訳（認証手数料、認証シール交付料、県補助金）

県要綱による第三者認証機関として、国のガイドラインに基づいて生産し、格付・表示される特別栽培農産物の認証業務を引き続き実施する。

特別栽培農産物認証は、県オリジナル水稲品種（つや姫、雪若丸）のブランディング、日本型直接支払（環境保全型農業直接支払交付金）の要件として位置づけられていることから、引き続き一定の認証申請が見込まれる。このため、認証業務の円滑な推進と認証レベルの維持向上を図るための要員確保と研修等の充実を図る。

## ウ やまがた農産物安全・安心取組認証事業

事業費 457 千円

財源内訳（認証手数料）

やまがた農産物安全・安心取組認証制度は、農薬の適正使用と出荷前残留農薬分析による安全性の検証を行う生産・集荷組織の取組みを第三者が認証する仕組みとして平成 17 年度から発足したものである。当センターは、県要綱に規定する第三者認証機関としての指定を受け、認証業務を担当している。

県では、令和 4 年度以降の制度のあり方について、県版 GAP との関連を含めて、県と県内の集荷・生産者団体等で組織する「安全・安心ブランドやまがた産地協議会」で検討することにしており、当センターも認証機関として参画していく。

## エ 県版 G A P 認証事業

事業費 5,202 千円

財源内訳（受託）

山形県版 G A P 認証は、2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の食材調達基準を満たすほか、農産物の輸出促進や契約取引の促進に寄与することが期待される G L O B A L G . A . P や A S I A G A P など国際水準 G A P の認証取得を促進するための取組みとして位置づけられている。当センターは、制度が発足した平成 30 年度から県の委託を受けて認証業務を実施しており、令和 3 年度は、前年度までに認証した 30 団体の認証維持審査を中心に実施する。

現在の制度は令和 3 年度までとされており、令和 4 年度以降の県版 G A P について県がその方向性を検討することとしている。このため、当センターでは、公平で効率的な認証業務を継続しながら、これまで実施してきた認証業務から得られたノウハウや課題等を伝えることにより、県の方針検討に資するものとする。

○指標：認定件数・面積等

区 分	R2年度 実 績	R3年度 目 標	目標設定の根拠
(1)有機農産物等認証			
①認証事業者数(件)	13	15	県からの情報等により、具体的に新規認証申請の動きがある2事業者の認証を見込む。
②構成農家数(戸)	35	37	
③認定面積(ha)	60	70	
(2)特別栽培農産物認証			
①認証件数(件)	400	390	生産者の大規模化に伴い認証農家数は変わらないが、面積は微増を見込む。
②認証農家数(延戸人)	9,790	9,800	
③認証面積(ha)	14,613	15,500	
(3)安全・安心取組認証			
①認証団体数(団体)	35	35	参加団体数、取組品目数は一定水準に達していることから、認証は同数程度を見込む。
②参加集団数(集団)	1,318	1,300	
③参加農家数(戸)	24,136	24,000	
(4)県版GAP認証			
①認証団体数(団体)	30	30	当該制度は最終年度となるため、現在の認証団体を維持する。
②構成農家数(戸)	220	220	

### (3) 新資材等導入適応性調査受託事業

事業費 3,000 千円

財源内訳 (資材メーカー等受託料)

農業資材メーカーや販売事業者が開発した新資材について、県の農業試験研究機関に委託し調査検討を行い、その普及可能性について評価する。

調査予定件数 10 資材 (令和 2 年度 26 資材)